

非常勤職員・臨時的任用職員の皆さまへ

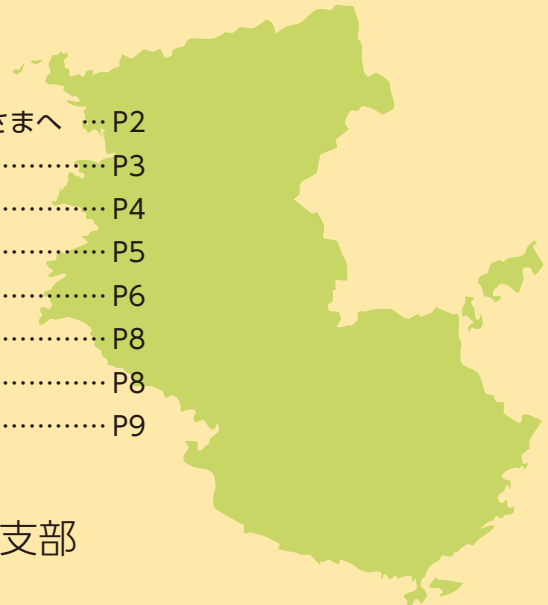
公立学校共済組合 短期組合員 GUIDE BOOK

ガイドブック



Contents

- 01 令和4年10月以降、新たに公立学校共済組合の短期組合員となる皆さまへ … P2
- 02 「協会けんぽ」と「公立学校共済組合」では、制度的な違いがあります …… P3
- 03 被扶養者について …………… P4
- 04 掛金等と負担金 …………… P5
- 05 短期給付一覧 …………… P6
- 06 福祉事業 …………… P8
- 07 短期組合員の長期給付（厚生年金）は日本年金機構の適用となります …… P8
- 08 児童手当（県費支弁教職員対象） …………… P9



01

令和4年10月以降、新たに公立学校共済組合の短期組合員となる皆さまへ

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律により、令和4年10月から、被用者保険（厚生年金・健康保険）の適用が拡大されたことに伴い、地方公務員等共済組合法においても、共済組合の短期給付（医療保険）・福祉事業の適用が拡大されます。

皆さまに、共済組合制度について正しく理解していただくため当ガイドブックを作成しました。

公立学校等で勤務する非常勤職員・臨時的任用職員の皆さまへ

令和4年10月から、公立学校等で勤務する「協会けんぽ」に加入の非常勤職員の方・臨時的任用職員の方は、医療保険が共済組合の短期給付に切り替わり、短期組合員として福祉事業と併せて受けられるようになります。

なお令和4年10月以前から、共済組合へ加入の臨時的任用職員の方は、短期組合員となるため長期給付が適用外となり、第1号厚生年金被保険者※P8参照に切り替わります。

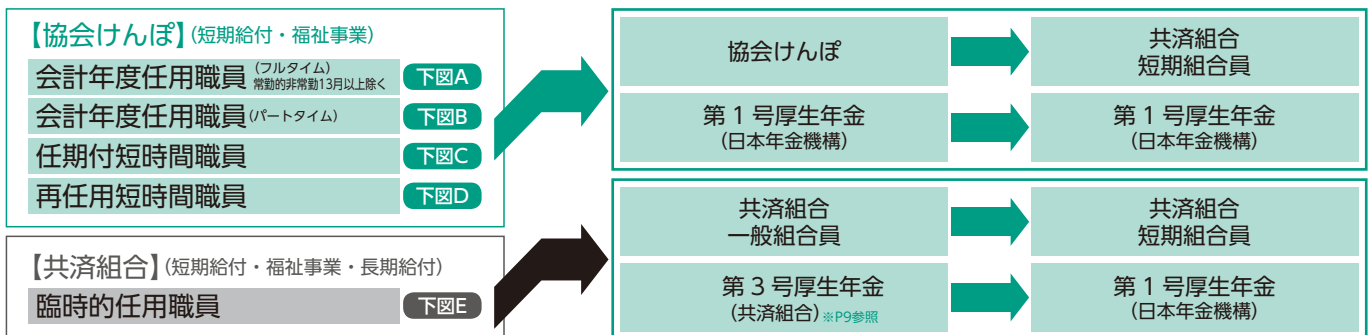
※短期組合員とは「短期給付」「福祉事業」が適用

※公立学校等に含まれる職員とは「公立学校の職員」「県教育委員会の職員」「県教育委員会の所管する教育機関の職員」「公立学校共済組合の役職員」「公立大学法人に勤務する役職員」「任意継続組合員等」が該当

短期組合員の方の社会保険制度の適用

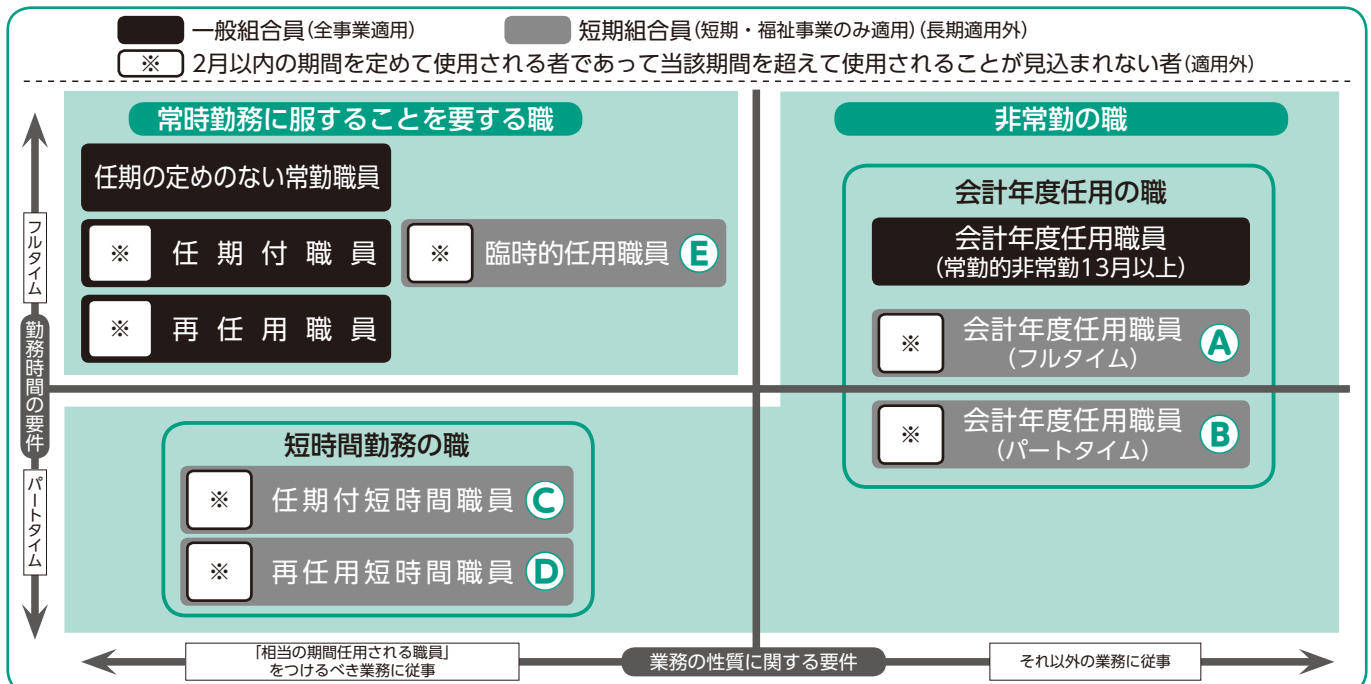
[令和4年9月30日までの社会保険制度]

[令和4年10月1日からの社会保険制度]



※2月以内の期間を定めて使用される職員で当該期間を超えて使用されることが見込まれない職員は共済組合に加入しません

令和4年10月からの地方公務員等共済組合法の組合員適用範囲図



図A(BCD)の職員で、以下の<<要件>>を満たす者が短期組合員に該当します

①「会計年度任用職員（フルタイム）*常勤的非常勤13月以上除く」



常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務することを要することとされている者。

②「会計年度任用職員（パートタイム）」③「任期付短時間職員」④「再任用短時間職員」



1週間の所定労働時間及び1月間の所定労働日数が常勤職員の4分の3以上である者。
1週間の所定労働時間又は1月間の所定労働日数が常勤職員の4分の3未満である者で、かつ、(イ)から(ハ)までのすべてを満たす者。

(イ)1週間の所定労働時間が20時間以上であること (ロ)報酬の月額が88,000円以上であること
(ハ)学生でないこと

02 「協会けんぽ」と「公立学校共済組合」では、制度的な違いがあります



共済キャラクター
タンキちゃん

民間企業のサラリーマン等が加入する協会けんぽと公務員等が加入する共済組合とでは、加入する方の職種だけでなく次のような制度的な違いがあります。

□社会保険を運営する組織としての違い(一般組合員の場合)

協会けんぽも共済組合も、社会保険を運営する組織の一つですが、共済組合では医療保険だけでなく年金保険の運営も行っているため、共済組合ではそれぞれ「短期給付」「長期給付」と区別します。

協会けんぽ	共済組合
医療保険 (健康保険)	医療保険 (短期給付)
	年金保険 (長期給付)

□共済組合の加入者は「組合員」

健康保険では、加入者を「被保険者」といいますが、共済組合では「組合員」となります。そのため、「被保険者証」についても、共済組合では「組合員証」といいます。被扶養者の概念に基本的な違いはありません。

協会けんぽ	共済組合では
被保険者・ 被保険者証	組合員・ 組合員証

□共済組合の社会保険料は「掛金」「負担金」

加入者が納める社会保険料は、共済組合では「掛金」「負担金」といいます。本人が負担する分を「掛金」、雇用している地方自治体が負担する分を「負担金」といい、健康保険と同様に2分の1ずつ負担します。

協会けんぽ	共済組合
保険料 (被保険者負担分)	掛金
保険料 (事業主負担分)	負担金

□健康保険と共済組合「短期給付」の給付上の違い

法定給付による給付内容は基本的には健康保険と同等となりますが、休業等をしたときの給付の一部や、災害にあったときの給付など独自の給付があります。また、共済組合独自の附加給付も受けられます。

協会けんぽ	共済組合
法定給付	法定給付
	附加給付

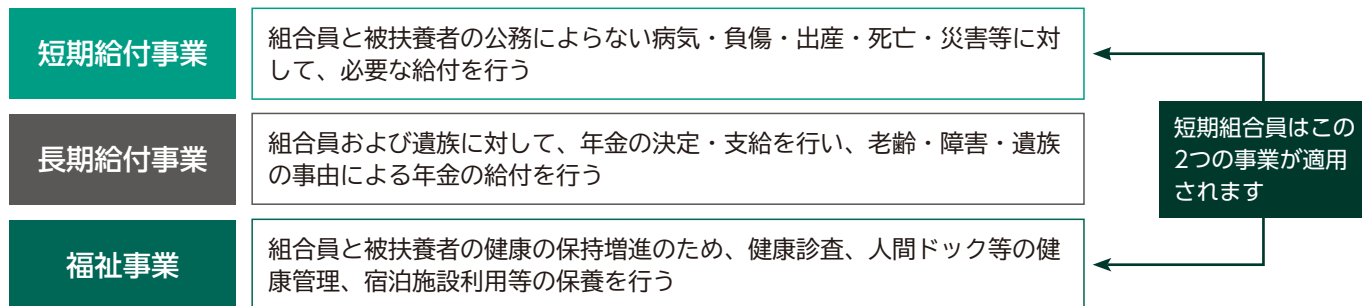
□協会けんぽにはない共済組合の「福祉事業」

共済組合では、組合員や被扶養者の健康の増進、生活の安定、福祉の増進などを目的に、「福祉事業」として様々な事業を行っています。

共済組合の福祉事業			
保健	貸付	宿泊	医療

共済組合の事業

民間の健康保険に代わる短期給付事業、組合員および遺族に対して年金の決定・支給を行う長期給付事業、組合員の福祉の向上を目的とした福祉事業を行っています。



※短期組合員の年金制度については、これまで同様に日本年金機構の適用となり、共済組合の長期給付事業は適用されません
令和4年10月1日以前から臨時的任用職員の年金制度については、第3号厚生年金（共済組合）から第1号厚生年金（日本年金機構）に切り替わります

任意継続組合員

短期組合員で退職日の前日までに引き続き1年以上組合員であった方※が、その退職の日から原則20日以内に任意継続組合員となることを申し出ることにより、退職後2年間、在職中とほぼ同じ短期給付を受け、福祉事業の一部を利用することができる制度があります。

※（経過措置）令和4年10月1日の前日に引き続き「協会けんぽ」の被保険者であった間も組合員であったものとみなし、通算して1年を満了する場合には、任意継続組合員になることができます

短期組合員になると「組合員証」が交付されます

短期組合員になると、組合員資格を証明するものとして「組合員証」が交付されます。

医療機関等で診療を受けるときなどに必要なものですので、大切に保管し、記載内容に変更がある場合や破損、紛失した場合は、速やかに共済組合に届け出てください。

また、被扶養者として認定された方には「組合員被扶養者証」が交付されます。

70歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者には高齢受給者証が併せて交付されます。

※令和4年10月1日以前から臨時的任用職員の方も、新たに「組合員証」（6桁から7桁の組合員証番号に変更）を交付します。



03 被扶養者について

短期組合員の家族（原則として日本国内に住所を有している一定の身分関係の者）で、主として組合員の収入によって生計を維持し、公立学校共済組合から被扶養者として認められた方は、短期組合員と同様に短期給付・福祉事業を受けることができます。

□被扶養者の範囲

被扶養者として認められる方は、主として組合員の収入によって生計を維持している方です。

- ①配偶者（事実婚を含む。） 子・父母・孫・祖父母・兄弟・姉妹
- ②同一世帯に属する三親等内の親族のうち①以外の方
- ③事実婚にあたる配偶者（配偶者の死亡後も含む。）の父母および子で同一世帯に属してる方

□被扶養者として認められない方

- ①その方について組合員以外の方が「扶養手当」やそれに相当する手当を地方公共団体や国から受けている場合
- ②共済組合の組合員、健康保険の被保険者
- ③組合員が主たる扶養者でない方
- ④組合員が後期高齢者医療の被保険者である場合
- ⑤年額130万円（障害を支給事由とする公的年金等を受けている方や、60歳以上で公的年金等を受けている方については、年額180万円）以上の収入がある方
※年額130万円未満であっても、3カ月連続で基準月額（108,334円）以上の収入実績がある方については、認定取消となる。
 あらかじめ、基準月額を上回る月が3カ月を超えて継続することが分かっている場合は、雇用された日から認定取消となります。
- ⑥雇用保険の基本手当等を受給中の方で、その日額が3,612円以上の方
- ⑦日本国籍を有しない方で、「医療滞在ビザ」「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した方
※但し、日本国内に生活の基礎があると認められる者として、被扶養者として認められる場合があります。
- ⑧日本国内に住所を有していない（住民登録のない）方

□被扶養者の届出

被扶養者として認定されるためには、共済組合に所属所長を経由して「被扶養者認定申告書」を提出して、その認定を受けることが必要です。

認定の申告

被扶養者の要件を備える事実が生じたら、速やかに申告書を提出してください

事実が生じた日から30日以内に申告書を提出した場合は、その事実が生じた日から被扶養者として認定されます

取消の申告

就職等で被扶養者の認定要件を欠いたときは、速やかに「組合員被扶養者証」等を添えて申告書を提出してください

資格喪失後に医療機関等で受診があった場合には、医療費等が返還請求の対象となりますのでご注意ください

04

掛金等と負担金



共済キャラクター
こーへーくん



共済キャラクター
スズちゃん



共済キャラクター
かめるん



共済組合の行う事業の主な財源は、組合員から徴収する掛金等と地方公共団体等が納付する負担金からなっています。

共済組合の3つの事業（短期給付・長期給付・福祉事業）に必要な費用は、「掛金」と「負担金」によって賄われており、その割合は次のようになっています。

短期給付	短期分	掛金 1/2		負担金 1/2
	介護分	掛金 1/2		負担金 1/2
長期給付	厚生年金	保険料 1/2		負担金 1/2
	年金払い退職給付	掛金 1/2		負担金 1/2
	基礎年金	保険料 1/4	負担金 1/4	公費負担 1/2
福祉事業		掛金 1/2		負担金 1/2

短期組合員は短期給付と福祉事業が対象となります

※短期給付に必要な費用のうち、育児・介護休業については、公的負担として地方公共団体が負担します

組合員に係る掛金・負担金率の決定について

短期給付に必要な費用、介護給付金の納付に必要な費用、福祉事業に必要な費用に充てるための掛金と負担金の率は、公立学校共済組合が計算し、定款で定められています。

なお、事業を実施するために必要な事務費は、地方公共団体が負担することになります。

□掛金の徴収

掛金は、組合員となった月から、組合員の資格喪失した日の属する月の前月まで、月を単位に徴収されます。月の途中で組合員になった場合でも、1月分の掛金が徴収されます。

掛金は給与から控除され、負担金と併せて事業主（地方公共団体等）から共済組合に納められます。

●掛金の免除

産前産後休業及び育児休業の期間中の組合員は、本人の申し出により掛金が免除され、併せて地方公共団体の負担金も免除されます。

●掛金・負担金の算定基礎となる報酬

掛金・負担金は、組合員が受ける報酬をもとに標準報酬の等級表にあてはめて、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額として算定します。



05 短期給付一覧

病気、負傷、出産、死亡、災害等などのときに受けられる給付が短期給付です。

短期給付には、法律で定める「法定給付」と公立学校共済組合が定款で定め、法定給付に準じて給付する「附加給付」があります。

□法定給付

法定給付の給付内容は基本的には健康保険と同等となりますが、一部の「休業給付」と「災害給付」は共済組合独自の給付となっています。

	組合員への給付	被扶養者への給付
保健給付	療 養 の 給 付	家族療養費
	入院時食事療養費	
	入院時生活療養費	
	保険外併用療養費	
	療 養 費	家族訪問看護療養費
	訪問看護療養費	
	移 送 費	家族移送費
	高 額 療 養 費	—
	高額介護合算療養費	—
	出 産 費	家族出産費
埋 葬 料	家族埋葬料	

共済組合独自の給付		
	組合員への給付	被扶養者への給付
休業給付	傷 病 手 当 金	
	出 産 手 当 金	
	休 業 手 当 金	
	育 児 休 業 手 当 金	
	介 護 休 業 手 当 金	
災害給付	組 合 員 へ の 給 付	被 扶 養 者 へ の 給 付
	弔 慰 金	家族弔慰金
	災 害 見 舞 金	—

□ 附加給付

法定給付を補足する目的で、各共済組合が財政状況を考慮し独自に行う給付です。具体的な給付の内容、条件、給付額等は公立学校共済組合の定款で定められ、通常「法定給付」に附加して支給されます。

保健給付	一部負担金払戻金
	家族療養費附加金
	家族訪問看護療養費附加金
	出産費附加金
	埋葬料附加金
	家族出産費附加金
家族埋葬料附加金	
休業給付	傷病手当金附加金

共済組合独自の給付

健康保険にない共済組合独自の給付です。

※「育児休業手当金」と「介護休業手当金」については、雇用保険法に基づく育児休業給付金・介護休業給付金を受けられるときは支給されません。（請求先:ハローワーク）

□ 休業給付

● 休業手当金

家族の病気や負傷、配偶者等の出産、不慮の災害などにより欠勤し、報酬の全部又は一部が支給されないとき「休業手当金」が支給されます。

※傷病手当金又は出産手当金が生給されている場合は、その期間中は支給されません。

※報酬の一部が支払われている場合で、休業手当金の額が報酬を上回る場合はその差額が支給されます。

支給額	1日につき標準報酬の日額の100分の50
-----	----------------------

● 育児休業手当金

組合員の3歳に満たない子を養育するために育児休業をするときは、その子が原則1歳に達する日まで「育児休業手当金」が支給されます。

※同一の休業給付について、雇用保険法による育児休業給付金を受けられるときは、支給されません。

※報酬の一部が支払われている場合で、育児休業手当金の額が報酬を上回る場合はその差額が支給されます。

支給額	1日につき標準報酬の日額の100分の50 ※休業期間が180日に達するまでの間は100分の67
-----	--

● 介護休業手当金

要介護状態にある家族の介護を行うため、介護休業するときは、介護休業の日数を通算して66日を超えない期間について「介護休業手当金」が支給されます。

※同一の介護休業について、雇用保険法による介護休業給付金を受けられるときは、支給されません。

※報酬の一部が支払われている場合で、介護休業手当金の額が報酬を上回る場合はその差額が支給されます。

支給額	1日につき標準報酬の日額の100分の67
-----	----------------------

□ 災害給付

● 弔慰金・家族弔慰金

組合員又はその家族（被扶養者）が水震火災その他の非常災害により死亡したときに「弔慰金」又は「家族弔慰金」が支給されます。

※非常災害とは、主として自然災害による天災をいいますが、その他の予測し難い事故、例えば列車の脱線事故なども含まれます。

※弔慰金が支給される場合でも、埋葬料は支給されます。

支給額	弔慰金/標準報酬の月額 家族弔慰金/標準報酬月額×100分の70
-----	-------------------------------------

● 災害見舞金

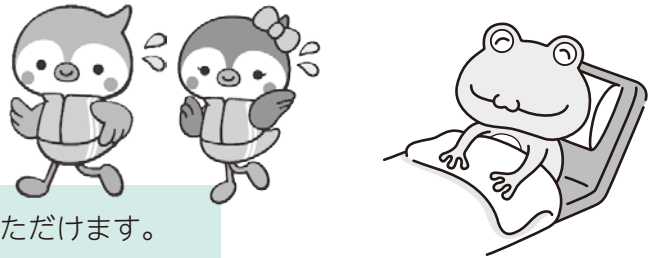
水震火災その他の非常災害（盗難は除く）により住居や家財に損害を受けたとき、その程度に応じて「災害見舞金」が支給されます。

※同一世帯に2人以上の組合員がいる場合は、それぞれに支給されます。

支給額	損害の程度に応じて標準報酬の月額の0.5～3か月分
-----	---------------------------

06

福祉事業



組合員とその被扶養者のための福祉事業をご利用いただけます。

公立学校共済組合では、組合員の要望や財源などを考慮し、福祉事業として保健事業、貸付事業、宿泊事業、医療事業などを行っています。

福祉事業

【保健事業】 【貸付事業】
【宿泊事業】 【医療事業】

□保健事業

組合員及び被扶養者の健康の保持増進・元気回復等に資するための事業です。健康管理事業（人間ドック、メンタルヘルス相談、特定健康診査・特定保健指導）などを行っています。

□貸付事業

組合員が臨時に資金を必要とする場合（生活費・借金の返済のための借入れは不可）に貸付けを行っています。（貸付種別は特別貸付のみとなります）

特別貸付の限度額

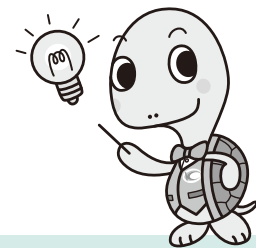
給料月額 $\times \frac{3}{10} \times$ 残任期月数(10万円未満切捨て) ※200万円を限度とします

□宿泊事業

組合員及び被扶養者の保健、保養又は教養のための宿泊施設として、宿泊、会合、宴会、レクリエーション等の便宜を図り、福祉の向上と健康の増進を図ることを目的にした施設です。

□医療事業

組合員及び被扶養者の病気、負傷に関しては、短期給付事業による医療給付のほか、より高度な医療サービスを行うとともに保健事業とも連携した健康管理を進めるため、福祉事業の一環として全国に8つの直営病院を運営しています。



07

短期組合員の長期給付(厚生年金)は日本年金機構の適用となります

医療保険については共済組合の短期給付（医療保険）が適用されますが、年金制度については、日本年金機構の適用となり、第1号厚生年金被保険者となります。

令和4年10月1日以前から非常勤職員の方は、短期組合員への切り替えの際、厚生年金の資格取得等の手続きは必要ありません。なお、臨時的任用職員については、年金制度の切り替えの手続きが必要となります

短期組合員が加入する年金制度

厚生年金

第1号厚生年金被保険者

保険料納付は

厚生年金保険料は、給与から控除され、事業主（地方公共団体）負担分と併せて年金事務所（日本年金機構）に納められます

国民年金・厚生年金の被保険者の種別

全国民を加入対象とした国民年金と、被用者を加入対象とした厚生年金には、それぞれ被保険者の種別があります。また、被保険者の種別により、厚生年金の実施機関が異なります。

被保険者の種別 国民年金の種別	国民年金第1号被保険者	20歳以上60歳未満の自営業・農業従事者とその家族、学生、無職の方など第2～3号以外の方	
	国民年金第2号被保険者	厚生年金被保険者	
	国民年金第3号被保険者	第2号保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の方	
被保険者の種別 厚生年金の種別	第1号厚生年金被保険者	第2～4号以外の厚生年金被保険者	日本年金機構
	第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合の組合員	国家公務員共済組合連合会
	第3号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合の組合員	地方職員共済組合、 公立学校共済組合、警察共済組合、 東京都職員共済組合、 全国市町村職員共済組合連合会
	第4号厚生年金被保険者	私立学校教職員共済制度の加入者	日本私立学校振興共済事業団

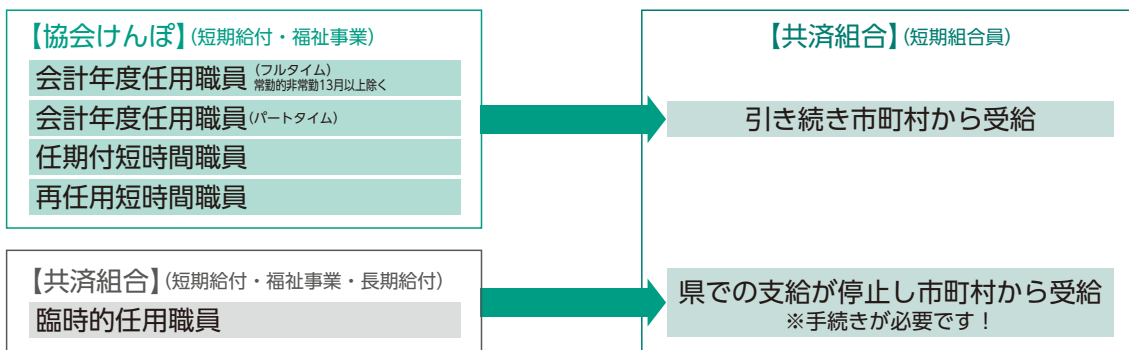
短期組合員の被保険者種別

08 児童手当(県費支弁教職員対象)



令和4年10月以降、短期組合員となる方は、市町村から受給することになり、県から児童手当は支給されません。県から受給されていた方は、児童手当の消滅届を提出し、消滅の手続きを済ませた後、お住まいの市(区)町村にて新たに認定請求手続きを行ってください。なお、手続きが遅れると、原則、遅れた月分の児童手当を受給できなくなりますので、ご注意ください。

※市(区)町村での手続きに必要な消滅通知書(県発行)がお手元に届くまで時間がかかることがあります。その場合は、消滅通知書が届くまで待たずに手続きを行ってください。





共済キャラクター
旅ニヤン

公立学校共済組合全国宿泊施設一覧

インターネット宿泊予約 <https://www.kourituyasuragi.jp/>

やすらぎの宿

検索



支部名	施設名	電話	郵便番号	所在地
北海道	ホテルライフオート札幌	011-521-5211	064-0810	北海道札幌市中央区南 10 条西 1
岩手	サンセール盛岡	019-651-3322	020-0883	岩手県盛岡市志家町 1-10
宮城	ホテル白萩	022-265-3411	980-0012	宮城県仙台市青葉区錦町 2-2-19
	玉造荘 (鳴子温泉) ※2022年12月18日営業終了	0229-84-7330	989-6711	宮城県大崎市鳴子温泉字川渡 62
福島	あづま荘 (飯坂温泉)	024-542-3381	960-0201	福島県福島市飯坂町字中ノ内 1-1
茨城	ホテルレイクビュー水戸	029-224-2727	310-0015	茨城県水戸市宮町 1-6-1
埼玉	ホテルブリランテ武蔵野	048-601-5555	330-0081	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-2
千葉	ホテルポートプラザちば	043-247-7211	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港 8-5
神奈川	ひめしやら (箱根温泉) ※2020年12月21日より当面休館	045-210-8165 神奈川支部	250-0631	神奈川県足柄下郡箱根町仙石原 1245
富山	パレプラン高志会館	076-441-2255	930-0018	富山県富山市千歳町 1-3-1
	立山高原ホテル	076-463-1014	930-1413	富山県中部山岳国立公園立山天狗平
		郵便による申込	930-0018	富山県富山市千歳町 1-3-1 高志会館内
長野	ホテル信濃路	026-226-5212	380-0936	長野県長野市中御所岡田町 131-4
	みやま荘 (浅間温泉)	0263-46-1547	390-0303	長野県松本市浅間温泉 3-28-6
岐阜	ホテルグランヴェール岐阜	058-263-7111	500-8875	岐阜県岐阜市柳ヶ瀬通 6-14
愛知	ホテルルブラ王山	052-762-3151	464-0841	愛知県名古屋市中種区覚王山通 8-18
	蒲郡荘 ※2023年3月31日営業終了	0533-68-2188	443-0034	愛知県蒲郡市港町 21-4
三重	プラザ洞津	059-227-3291	514-0042	三重県津市新町 1-6-28
京都	ホテルルビノ京都堀川 ※2023年3月31日営業終了	075-432-6161	602-8056	京都府京都市上京区東堀川通下長者町下ル 3-7
大阪	ホテルアウィーナ大阪	06-6772-1441	543-0031	大阪府大阪市天王寺区石ヶ辻町 19-12
	花のいえ	075-861-1545	616-8382	京都府京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町 9
兵庫	ホテル北野プラザ六甲荘	078-241-2451	650-0002	兵庫県神戸市中央区北野町 1-1-14
奈良	ホテルリガーレ春日野	0742-22-6021	630-8113	奈良県奈良市法蓮町 757-2
和歌山	ホテルアバローム紀の国	073-436-1200	640-8262	和歌山県和歌山市湊通丁北 2-1-2
鳥取	白兎会館	0857-23-1021	680-0833	鳥取県鳥取市末広温泉町 556
島根	サンラポーむらくも	0852-21-2670	690-0887	島根県松江市殿町 369
岡山	ピュアリティまきび	086-232-0511	700-0907	岡山県岡山市北区下石井 2-6-41
山口	セントコア山口 (湯田温泉)	083-922-0811	753-0056	山口県山口市湯田温泉 3-2-7
愛媛	にぎたつ会館 (道後温泉)	089-941-3939	790-0858	愛媛県松山市道後姫塚 118-2
高知	高知会館	088-823-7123	780-0870	高知県高知市本町 5-6-42
福岡	福岡リーセントホテル	0120-80-7741	812-0053	福岡県福岡市東区箱崎 2-52-1
	小倉リーセントホテル	093-581-5673	803-0811	福岡県北九州市小倉北区大門 1-1-17
佐賀	グランデ はがくれ	0952-25-2212	840-0815	佐賀県佐賀市天神 2-1-36
長崎	ホテルセントヒル長崎	095-822-2251	850-0052	長崎県長崎市筑後町 4-10
熊本	水前寺共済会館グレースシア	096-383-1281	862-0950	熊本県熊本市中央区水前寺 1-33-18
大分	豊泉荘 (別府温泉)	0977-23-4281	874-0902	大分県別府市青山町 5-73
鹿児島	ホテルウェルビューかごしま	099-206-3838	890-0062	鹿児島県鹿児島市与次郎 2-4-25

編集・発行 / 公立学校共済組合和歌山支部

住所 / 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 県庁南別館 6階

TEL / 073-441-3710 URL / <https://www.kouritu.or.jp/wakayama/>

- ・短期給付 (給付班) …073-441-3712
- ・福祉事業 (経理班) …073-441-3713
- ・長期給付 (給付班) …073-441-3711

